

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 「裁判官の良心」の意味
- (2) 行政不服審査法の 2014 年改正（2016 年 4 月施行）の特徴と課題

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

X（女・28 歳）の母は外務大臣の経験のある衆議院議員 A、父は総務大臣の経験のある参議院議員 B である。A の祖父は内閣総理大臣を、父は大蔵大臣を務めた政治家一家である。X は大学卒業後、外資系の生命保険会社に就職し、ロンドンで海外勤務をしていた。26 歳のとき、両親の反対を押し切って、ロンドンで知り合った映画監督 C（日本人）と婚姻し、保険会社を退職して帰国した。しかし、X と C は半年間で協議離婚した。X は現在、日本の D 大学大学院修士課程に進学し、国際金融論を勉強している。

X は両親と同居しているが、現在までいずれの政治活動にも関わったことはない。ただし、A と B の間には、子どもが X しかいないため、X が将来、A の後継者として地盤（選挙区や後援会）を引き継ぐのではないかとの噂は、A の支援者や政治記者の間で、以前からささやかれていた。

週刊誌『週刊リアル』を発行している Y 社は、2016 年 11 月 1 日発行予定の同誌上で、「名門政治家一族、元外務大臣 A の娘が、半年で離婚。母娘の愛憎バトルの末路」と題する 4 頁の記事を公表することにした。題名に反して、同記事のほとんどは、A と彼女の父との確執について書かれており、これらの事実は広く知られているものだった。X の婚姻・離婚の経緯について書かれていたのは、① A が X と C の婚姻に猛反対であったにもかかわらず、それを押し切って X が C と婚姻したこと、② X と C が半年で離婚をしたこと、③ 離婚の事実を知っている者は限られており、X の学生時代の友人や保険会社の元同僚、A ・ B の後援会の主要メンバーも知らなかったこと、の 3 点であった。

同年 10 月 27 日、本件記事が掲載される予定であることを知った X は、④ 自分は国会議員や公務員等の「公人」に該当しないこと、⑤ 離婚の事実の公表はプライバシー侵害であることを理由として、管轄権を有する地方裁判所に対し、Y 社を債務者として本件記事の公表中止を求める仮処分を申し立てた。

設問 X の主張に対して、予想される Y 社の反論を簡潔にまとめなさい。その上で、Y 社の反論に対するあなた自身の見解を示しなさい。その際、本件記事の公表中止を認めるべきか否かについての私見を明記すること。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

冷凍食品等の保管業務をする A 社は、B 市の行政財産である港湾施設内の土地の一部（以下「本件土地」）について、目的外使用の許可（地方自治法 238 条の 4 第 7 項）を得て、自社の冷凍倉庫への搬入搬出用の作業場と駐車場として使用していた。本件土地は、もともと公共用道路として使用する予定地であったが、その道路建設が具体化しないまま、A 社が許可使用し続け、20 年が経過している。

A 社は、2016 年 10 月中旬、本件土地に対する使用許可の期限が迫ってきたので B 市に対し目的外使用（継続使用）の許可申請をした。しかし、B 市は、次の理由により A 社の申請を不許可とし（以下「本件処分」）、同年 11 月末までに原状回復して引き渡すよう求めた。

「当市が貴社に対して使用許可を与えてきた本件土地は、公共用道路として使用することを予定した行政財産である。今般、本件土地に隣接する C 社が新設する施設の工事車両及びトラック進入用の道路として、本件土地の本来の行政目的に従って使用する必要があるため」。

A 社は、本件処分により、事業継続が困難になるうえ、本件土地の原状回復に多額の費用を支出することになる。B 市は、目的外使用に関する許可基準を定めていない。そこで、A 社は、B 市が C 社の施設の新設を考慮して本件処分をしたことについて、その許可基準の内容がはっきりしておらず、不公正であると考えている。

設問 A 社は、本件処分の取消訴訟を提起すると共に、その執行停止の申立てを考えている。執行停止の申立てに関するすべての要件のうち、前記事案で主たる争点となると考えられる要件を 2 つ指摘し、詳しく検討しなさい。